

モビリティ・データの活用推進に向けたガイドラインについて

- 「交通空白」の解消など持続可能な地域交通の再構築に向けては、データ活用による「地域公共交通計画」等のアップデートが必要であり、それに当たっては、①地域の実態把握・診断や計画作成の根拠、②取組のモニタリング、③関係者間のコミュニケーション及び可視化ツールといった観点から、モビリティ・データの活用が重要。
- このため、地域交通の司令塔役である地方公共団体をはじめとする関係者がより容易にモビリティ・データを収集でき、かつ、モビリティ・データ保有者がより安心してデータ提供ができる環境を整えることを目的として、「モビリティ・データの活用推進に向けたガイドライン」を策定。
- データ提供を受ける際に必要な個人情報保護法上の手続、データの外部提供や公表の取扱い、アクセス範囲、データの使途や必要性の明示等を含む、データ提供・利用のプロセスを明確化し、関係者がより容易にデータを収集でき、データ保有者がより安心してデータ提供できる環境を整備。

「モビリティ・データの活用推進に向けたガイドライン」主な記載事項

対象となる モビリティ・データ	■ 「地域公共交通特定事業の実施計画」及び「地域公共交通計画」の策定に必要となる、鉄道、バス、タクシー、デマンドバス等の利用実績、運行情報、事業情報に関するデータ
データ提供依頼側 の 手順 〈主に地方公共団体〉	■ 地方公共団体が交通事業者に対してモビリティ・データの提供を依頼する際の具体的な手順 ■ 提供依頼メール、データ提供依頼書等のテンプレートや、データ提供依頼時に調整すべき提供条件や利用範囲等 ■ 地方公共団体において構築すべき安全管理体制
データ提供側 の 手順 〈主に交通事業者〉	■ 交通事業者が地方公共団体にモビリティ・データを提供する際の手順 ■ 特に、個人情報等を含むデータを地方公共団体に提供する場合の個人情報保護法上の取扱い
データの標準仕様	■ モビリティ・データを第三者に提供する際に準拠すべき形式 ー 利用実績に関するデータ(乗降記録一件明細)、運行情報に関するデータ(GTFS等)に関する標準仕様、事業情報に関するデータ(輸送実績報告書等)に関する様式

※令和8年の法改正により、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第28条において、地方公共団体が地域公共交通特定事業の実施計画作成時に交通事業者に対してモビリティ・データ提供の協力を求めた場合、正当な理由がある場合を除き、要請に応じなければならないことが規定されたところ。本ガイドラインでは、この規定とガイドラインとの関係について解説するとともに、法第28条の「正当な理由」の例として、①経営や営業に不利益を与える場合、②作業負担が通常の業務運営に著しく影響を与える場合、③地方公共団体側の安全管理体制が不十分な場合、④データを保有していない場合を例示。

「モビリティ・データ活用推進に向けた検討会」の概要

検討会	開催日	第1回 2025年11月26日 第2回 2026年 1月30日 第3回 2026年 6月30日	構成員	有識者	呉工業高等専門学校 教授 神田 佑亮 TMI総合法律事務所 弁護士 野呂 悠登 東京大学大学院情報学環 教授 越塚 登	関係機関	国土交通省(公共交通政策部門)総合政策局地域交通課 国土交通省 物流・自動車局旅客課 国土交通省 鉄道局鉄道サービス政策室
	事務局	国土交通省(公共交通政策部門) モビリティサービス推進課		事業者等	【業界団体】日本バス協会、日本民営鉄道協会、全国ハイヤー・タクシー連合会 【交通事業者】東日本旅客鉄道(株)、三重交通(株)、伊予鉄バス(株) 【地方自治体】福岡県 【機器メーカー】(株)小田原機器		オブザーバ:個人情報保護委員会事務局